

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2013 年 第 2 回 一部改正

2013 年 第 3 回 一部改正

2013 年 12 月 27 日 規則 第 77 号／達 第 65 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2013 年 9 月 24 日 理事会 承認

2013 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

B 編 船級検査

2013 年 第 2 回 一部改正

2013 年 12 月 27 日 規則 第 77 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2013 年 9 月 24 日 理事会 承認

2013 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

2013 年 12 月 27 日 規則 第 77 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-12.を次のように改める。

-12. **C 編 25.2.2, CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2** の規定により海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイルが要求される船舶にあつては、当該ファイルを本会に提出して、審査を受けなければならない。

-13.を次のように改める。

-13. **C 編 25.2.3 又は CS 編 22.4.3** の規定により貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイルが要求される船舶にあつては、当該ファイルを本会に提出して、審査を受けなければならない。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

(1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）
（省略）

(m) 海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイル（**C 編 25.2.2, CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び CSR-T 編 6 節 2.1.1.2**）

(n) 貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイル（**C 編 25.2.3 及び CS 編 22.4.3**）

(省略)

-2.を次のように改める。

-2. 国際航海に従事する船舶にあつては、次に掲げる図面等のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。

(1)から(8)は省略)

(9) 海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイル (CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び CSR-T 編 6 節 2.1.1.2)

(10) 貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイル (C 編 25.2.3 及び CS 編 22.4.3)

(10) 船体防汚システムに係る書類 (船体防汚システム規則 2.2.2)

(12) 各種試験方案，試験結果，計測記録等

2.1.8 を次のように改める。

2.1.8 ペイント工事の検証

-1. C 編 25.2.2, CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 の規定が適用される内部区画のペイント工事にあつては、海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイルの審査に先立ち、次の(1)から(5)に掲げる項目を実施する。

(省略)

-2. C 編 25.2.3 又は CS 編 22.4.3 の規定が適用される内部区画のペイント工事にあつては、貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイルの審査に先立ち、次の(1)から(5)に掲げる項目を実施する。

(省略)

3 章 年次検査

表 B3.1 を次のように改める。

表 B3.1 確認する書類及び図書

書類又は図書	確認事項
(省略)	(省略)
11 塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイル	・ C 編 25.2.2, CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 により<u>海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイル</u>の備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の記録が本ファイルに保管されていることを確認する。 ・ C 編 25.2.3 又は CS 編 22.4.3 により<u>貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイル</u>の備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の記録が本ファイルに保管されていることを確認する。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2013 年 12 月 27 日から施行する。

1 章 通則

1.1 検査

1.1.9 ばら積貨物船

-4.(1)を次のように改める。

-4. 前-1.の検査の結果、**C 編 31B.2.1-2.**が適用される船舶は、本章によるほか、定期的検査において次に掲げる検査を行う。

- (1) 年次検査において、最前端貨物倉については、**3 章**に規定するものに加え、次の事項
 - (a) 建造後 5 年を超え 15 年以下の船舶については、以下の検査
 - i) 貨物倉全体の内部検査
 - ii) 貨物倉内の水密隔壁及び総数の 1/4 に相当する倉内肋骨（上部及び下部肘板並びに当該部の船側外板を含む。）の精密検査。検査の結果、検査員が必要と認める場合は、すべての倉内肋骨（上部及び下部肘板並びに当該部の船側外板を含む。）について精密検査を行う。
 - iii) 以前の検査において疑わしい箇所指定されている部材の検査
(省略)

1.3 定義

1.3.1 用語

(4)を次のように改める。

本編で使用する用語は、次のように定める。なお、本編で特に定められていない用語については、他の各編に定めるところによる。

(省略)

- (4) 「代表的タンク／区画」とは、同様の構造様式及び使用状況であり、かつ同様の防食措置が講じられている他のタンク／区画の状態を反映していると推定されるタンク／区画をいうであって、疑わしい箇所、構造上重要な箇所又は本船の損傷の履歴等を考慮して選定されたタンク／区画をいう。

(省略)

3 章 年次検査

3.2 船体、艤装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.4 区画及びタンクの内部検査

表 B3.4 を次のように改める。

表 B3.4 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
(省略)	
タンカー，危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 貨物ポンプ室，他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの，貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	・ ガスを十分に排除し，内部を掃除したのち内部検査を行う。その際，ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類，圧縮機等の据付け，軸封部，隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。
3 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える油タンカー，危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船について，前回の定期検査又は中間検査の検査結果から，年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。 ・ 建造後 5 年を超える，ダブルハル油タンカーを除く油タンカーについて，加熱管が設置されているタンクに面接触するすべてのバラストタンクについて行う。ただし，前回の定期検査又は中間検査にて塗装状態が優良であると判断されたタンクは，検査員が差し支えないと認める場合，適当に参酌することがある。 ・ 建造後 15 年を超えるダブルハル油タンカーについて，加熱管が設置されているタンクに面接触するすべてのバラストタンクについて行う。ただし，前回の定期検査又は中間検査にて塗装状態が優良であると判断されたタンクは，検査員が差し支えないと認める場合，適当に参酌することがある。
(省略)	

(備考)

*1：単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合，二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては，二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

3.2.6 を次のように改める。

3.2.6 構造部材等の板厚計測

年次検査では、次の(1)から(3)について、板厚計測を行う。なお、計測の方法及び記録の提出については、5.2.6-1.の規定に準じて行う。

- (1) 表 B3.6 に掲げる区画及びタンク
- (2) ~~以前の検査において認められた疑わしい箇所（油タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）~~ 3.2.4(2)に規定する区画及びタンクの内部検査の結果、検査員が必要と認めた箇所
- (3) 以前の検査において著しい腐食が認められた箇所（**CSR-T 編**が適用となる二重船殻油タンカー以外の油タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）。なお、**CSR-B 編**が適用となるばら積貨物船にあっては、以前の検査において著しい腐食が認められた箇所であっても、当該箇所に塗料製造者の要件に従い塗装が施工されており、塗装の状態が優良な状態に維持されている場合で、検査員が適当と認める場合には、板厚計測を省略して差し支えない。

4 章 中間検査

4.2 船体、艤装、消火設備及び備品の中間検査

4.2.4 区画及びタンクの内部検査

表 B4.2 を次のように改める。

表 B4.2 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
(省略)	
タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 貨物ポンプ室、他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの、貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	・ ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類、圧縮機等の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。
3 バラストタンク	油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）： ・ 建造後 5 年を超える油タンカー及び危険化学品ばら積船では、以前の検査の結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。 ・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の油タンカー及び危険化学品ばら積船では、代表的なバラストタンクについて行う。ただし、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーにあっては、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、内部検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 内部検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 内部検査の結果、次の <u>(a)又は(b)の場合、当該から(c)に該当するタンク</u> のは内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） <u>(c) 著しい腐食が認められたバラストタンク</u> 液化ガスばら積船： (省略)
(省略)	

(備考)

- (1) 「代表的なバラストタンク」とは、少なくとも船首タンク、船尾タンク及び貨物積載区域内の 2 個（ダブルハル油タンカー及び二重船側構造ばら積貨物船の場合は 3 個）の深水タンクをいう。

4.2.5 構造部材等の精密検査

表 B4.3 を次のように改める。

表 B4.3 構造部材等の精密検査

検査項目	備考
(省略)	
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件 ^{*3}	
1 倉口蓋及び倉口縁材	・すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。
2 貨物倉内の構造部材	・建造後5年を超える船舶にあつては、船首部貨物倉及び他の1個の貨物倉について、それぞれ総数の1/4に相当する倉内肋骨について行う。検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該貨物倉の残りのすべての倉内肋骨及び他の貨物倉のうちそれぞれ総数の1/4に相当する数について行う。 ・以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。
.1 倉内肋骨（全体）とその両端部肘板及び該部の船側外板	
.2 水密隔壁	
.3 その他の構造部材	・以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。 ・表 B4.2 の検査の結果、検査員が必要と認める場合に行う。
3 バラストタンク	・以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件	
1 倉口蓋及び倉口縁材	・すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。
2 貨物倉内の構造部材	・表 B4.2 の検査の結果、検査員が必要と認める場合に行う。
3 バラストタンク	・以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。
(省略)	

(備考)

*1： 支材及びトランスリングに隣接する構造部材，例えば外板，縦通隔壁，縦通肋骨，肘板等を含む。

*2： 当該隔壁の桁部材及び隣接する構造部材並びに当該隔壁に接する縦通隔壁を含む。

*3： 単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合，二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては，二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

4.2.6 を次のように改める。

4.2.6 構造部材等の板厚計測

中間検査では，次の(1)から(3)について，板厚計測を行う。なお，計測の方法及び記録の提出については 5.2.6-1.の規定に準じて行う。

- (1) 表 B4.4 に掲げる構造部材等
- (2) 以前の検査において認められた疑わしい箇所 4.2.4 に規定する，以前の検査において認められた疑わしい箇所についての内部検査の結果，検査員が必要と認めた箇所（ばら積貨物船を除く。）
- (3) 以前の検査において著しい腐食が認められた箇所

表 B4.4 を次のように改める。

表 B4.4 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
(省略)	
建造後 5 年を超えるばら積貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・ <u>以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。</u> ・ 表 B4.2 第 2 項の検査の結果、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、検査員が必要と認める場合には、検査員の指示するところにより行う。 ・ 板厚計測の結果、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。 ・ 上記に加え、CSR-B 編が適用となるばら積貨物船にあっては、著しい腐食が認められた箇所については、次の(1)又は(2)のいずれかによらなければならない。 (1) 塗料製造者の要件に従い塗装を施工して構造部材を保護するとともに、塗装の状態が優良な状態に維持されていることを毎年の検査により確認する。 (2) 年次毎に板厚計測を行う。
2 倉口蓋及び倉口縁材	・ <u>以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。</u> ・ 表 B4.3 に規定する、ばら積貨物船に対する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。 ・ 上記に加え、CSR-B 編が適用となるばら積貨物船にあっては、著しい腐食が認められた箇所については、次の(1)又は(2)のいずれかによらなければならない。 (1) 塗料製造者の要件に従い塗装を施工して構造部材を保護するとともに、塗装の状態が優良な状態に維持されていることを毎年の検査により確認する。 (2) 年次毎に板厚計測を行う。
3 貨物倉内の構造部材	・ <u>以前の検査において認められた疑わしい箇所について行う。</u> ・ 精密検査の対象部材の腐食状況を把握するための板厚計測を行う。 ・ 精密検査の結果、対象とする構造部材に衰耗がなく、かつ、<u>塗装が有効の状態が優良</u>である場合には、板厚計測の一部を省略することができる。 ・ 板厚計測の結果、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-5.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。 ・ 上記に加え、CSR-B 編が適用となるばら積貨物船にあっては、著しい腐食が認められた箇所については、次の(1)又は(2)のいずれかによらなければならない。 (1) 塗料製造者の要件に従い塗装を施工して構造部材を保護するとともに、塗装の状態が優良な状態に維持されていることを毎年の検査により確認する。 (2) 年次毎に板厚計測を行う。
(省略)	

5 章 定期検査

5.2 船体，艤装，消火設備及び備品の定期検査

5.2.4 区画及びタンクの内部検査等

表 B5.1 を次のように改める。

表 B5.1 区画及びタンクの内部検査

定期検査の種類	検査項目	備考
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	・ 貨物倉 ・ コファダム ・ 水タンク（清水又は海水タンク） <u>バラストタンク</u> ・ 二重底以外の燃料油タンク ・ 貨物タンク（タンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の貨物タンクを除く。） ・ 船首尾タンク ・ 船首尾タンク以外の燃料油タンク，潤滑油タンク及び清水タンク ・ 機関室等その他の区画	・ 船首尾タンク以外の燃料油タンク，潤滑油タンク及び清水タンクについては，外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。 ・ バラストタンクの内部検査の結果，二重底を除き，塗装の状態が不良であり，かつ，塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは，内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクについては，検査員が必要と認める場合に，内部検査を毎年行う。 ・ 冷蔵のために防熱装置を施した貨物倉については，ビルジ水道覆板及び蓋板を取り外して内部の状態を確認する。また，代表的な箇所について防熱装置を取り外して検査を行う。検査の範囲は防食措置の有効性を確認するとともに視認できる構造欠陥がないことを確認する程度にとどめて差し支えない。その際，塗装の状態が不良と判定された場合は，検査員が必要と認める追加の箇所の検査を行う。
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	・ 第 1 回定期検査時の検査対象区画及びタンク ・ 清水タンク ・ 二重底貨物エリア内（タンカー以外の船舶にあつては，<u>貨物積載区域内</u>）の燃料油タンク	・ 船首尾タンク以外の燃料油タンクは外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，二重底タンクでは船の前後部でそれぞれ 1 個，深油タンクでは清水タンク及び燃料油タンクについては，それぞれ 1 個を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。なお，貨物積載区域内に燃料油タンクがある場合は，1 個以上含むこと。ただし，船首尾タンクについては内部検査を行う。 ・ 船首尾タンク以外の潤滑油タンクについては，外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。

建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	・ 第 2 回定期検査時の検査対象 区画及びタンク ・ 燃料油タンク	・ 燃料油タンクについては以下によること。 (1)貨物エリア内（タンカー以外の船舶にあっては、貨物積載区域内）の燃料油タンクについては、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合、2 個を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、深油タンクがある場合、1 個以上の深油タンクを含めること。 (2)上記以外の燃料油タンクについては、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合、機関室内の 1 個を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、船首尾タンクについては、内部検査を行う。 ・ 船首尾タンク以外の潤滑油タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。
建造後 10 年を超える船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	・ 第 3 回定期検査時の検査対象 区画及びタンク ・ 潤滑油タンク	・ 船首尾タンク以外の燃料油タンクでは外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合には、二重底タンクでは船の前、中、後部でそれぞれ 1 個、深油タンクでは半数を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。なお、貨物積載区域内に燃料油タンクがある場合は、1 個の深油タンク（ある場合）を含む 2 個以上とすること。また、機関室内の燃料油タンクを 1 個以上含むこと。 ・ 燃料油タンクについては以下によること。 (1)貨物エリア内（タンカー以外の船舶にあっては、貨物積載区域内）の燃料油タンクについては、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合、これらのタンクの半数（ただし、いかなる場合も 2 個以上とする）を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、深油タンクがある場合、1 個以上の深油タンクを含めること。 (2)上記以外の燃料油タンクについては、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合、機関室内の 1 個を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、船首尾タンクについては、内部検査を行う。 ・ 潤滑油タンクでは、外部検査を行い検査員が現状良好と認める場合には内部検査を省略することができる。、1 個を任意に選定して内部検査を行うこととして差し支えない。ただし、船首尾タンクについては、内部検査を行う。 ・ なお、建造後 15 年を超える船舶の定期検査では燃料油タンク及び潤滑油タンクの内部検査の省略は認められない。

表 B5.2 を次のように改める。

表 B5.2 タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する内部検査の追加要件

定期検査	検査項目	備考
すべての定期検査	1 すべての貨物タンク（液化ガスばら積み船を除く。）	- 油タンカーでは、バラスト兼貨物油タンクが配置されている場合、バラスト積載履歴及び防食措置の程度を考慮の上、当該バラスト兼貨物油タンクを特に注意して検査する。 - 油タンカーでは、貨物油タンク底板の内側のピッチングの状況に特に注意して検査する。 - 油タンカーでは、貨物油タンク内の貨物油吸吸管のベルマウスを外し、その付近のタンク底板及び隔壁を検査する。
	2 すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）	タンカー及び危険化学品ばら積船： 油タンカー及び危険化学品ばら積船のバラストタンクについては、次の(a)又は(b)の場合、当該から(c)に該当するバラストタンクは内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） (c) 著しい腐食が認められたバラストタンク - ポンプ室ではポンプ類の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。 液化ガスばら積船： - 二重底部を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様な区画については、検査員が必要と認める場合は、内部検査を毎年行う。 - 従前バラストタンクとして使用されていた区画を空所に用途変更している場合、当該区画は、バラストタンクの要件に準じた検査を行う。

5.2.5 構造部材等の精密検査

-1.(1)を次のように改める。

- 1. 定期検査では、各定期検査時に、次の(1)から(4)に定める箇所に対して精密検査を行う。
- (1) 貨物倉内の肋骨下端部及び外側肘板並びに横隔壁の下部
 - (2) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分
 - (3) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
 - (4) バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアの締付装置、支持装置、ロック装置及びそれらの溶接部

-2.から-5.を次のように改める。

-2. 油タンカー及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの)の定期検査では、~~-1.の規定に加えて~~の規定にかかわらず、各定期検査時に、表 B5.5-1 に掲げる箇所について精密検査を行う。

-3. 液化ガスばら積船の定期検査では、~~-1.の規定に加えて~~の規定にかかわらず、各定期検査時に、表 B5.5-2 に掲げる箇所について精密検査を行う。

-4. ばら積貨物船の定期検査では、~~-1.の規定に加えて~~の規定にかかわらず、各定期検査時に、表 B5.6-1 に掲げる箇所について精密検査を行う。ただし、鉱石運搬船にあっては、表 B5.6-1 に代えて表 B5.6-2 によること。

-5. 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、~~-1.の規定に加えて~~の規定にかかわらず、各定期検査時に、表 B5.7 に掲げる箇所について精密検査を行う。

表 B5.6-1 を次のように改める。

表 B5.6-1 ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件 ^{*1}	
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	すべての船首部貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体に <u>おいて、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の 1/4）の倉内肋骨全体及び残りの貨物倉の任意に選定された倉内肋骨全体(A)</u> - 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部（防撓部材を含む）(C) - 各種のバラストタンク（トップサイドタンク又はビルジホップタンク）のそれぞれ 2 個の代表的なタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連板部材及び縦通肋骨を含む）(B) - 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 <u>すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材</u>
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	すべての船首部貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体及び残りの貨物倉において、各倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（100,000DWT 未満の船舶においては、合計が少なくとも当該貨物倉の 1/4、100,000DWT 以上の船舶においては、合計が少なくとも当該貨物倉の 1/2 の数）の倉内肋骨全体（端部肘板及び該部の船側外板を含む）(A) - すべての貨物倉内の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク及びビルジホップタンクからそれぞれ 1 個を任意に選定し、それらのタンク内の半数程度のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）、並びに各隔壁の上端及び下端部 (B) 前 3. のタンクを除く、すべての各バラストタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 1 個のバラストタンクにおける前後両端の横隔壁（防撓部材を含む。）(B) - 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 - 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 <u>すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材</u>
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	すべての船首部貨物倉及びその他の任意に選定された 1 個の貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体及び残りの貨物倉において、各倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の 1/2 の数）の倉内肋骨全体（端部肘板及び該部の船側外板を含む）(A) - すべての貨物倉内の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) - 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）、並びにすべての横隔壁（防撓部材を含む）(B)

	4. 第2回定期検査の6.及び5.から7.の要件に同じ
建造後15年を超える船舶に対する定期検査 (第4回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 第3回定期検査に同じ すべての貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体(A) 2. 第3回定期検査の2.から4.の要件に同じ
二重船側構造ばら積貨物船(鉱石運搬船を除く。)に対する要件	
建造後5年以下の船舶に対する定期検査 (第1回定期検査)	1. 貨物倉内の任意に選定された2個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部(防撓部材を含む。)(C) 2. 各種のバラストタンクのそれぞれ2個の代表的なタンク(最も船首よりのトップサイドタンク及び船側タンクを各1個以上含むこと)内の各1個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(関連板部材及び縦通肋骨を含む。)(B) 3. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 4. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後5年を超え10年以下の船舶に対する定期検査 (第2回定期検査)	1. 各貨物倉内の1個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部(防撓部材を含む。)(C) 2. バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び船側タンクからそれぞれ1個を任意に選定し、それらのタンク内の半数程度のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(関連の板部材及び縦通肋骨を含む。)(B) 3. 前2.のタンクを除く、 すべてのバラストタンク内の1個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(関連の板部材及び縦通肋骨を含む。)(B) 4. 1個の横断面における片舷のトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び船側タンク内の前後両端の横隔壁(防撓部材を含む。)(B) 5. 最も船首よりの両舷の船側バラストタンクにおいて、各タンクの前後部及び中央部の船側外板及び縦通隔壁に付く適当数(合計が少なくとも当該タンクにおける総数の1/4程度の数)の縦通肋骨又は防撓材(A) 6. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 7. 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 7. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後10年を超え15年以下の船舶に対する定期検査 (第3回定期検査)	1. すべての貨物倉内の横隔壁(防撓部材を含む。)(C) 2. 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(関連の板部材及び縦通肋骨を含む。),並びにすべての横隔壁(防撓部材を含む。)(B) 3. 両舷 すべての船側バラストタンクにおいて、各タンクの前後部及び中央部の船側外板及び縦通隔壁に付く適当数(合計が少なくとも当該タンクにおける総数の1/4程度の数)の縦通肋骨又は防撓材(A) 4. 第2回定期検査の6.及び5.から7.の要件に同じ
建造後15年を超える船舶に対する定期検査 (第4回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 各船側バラストタンクにおけるすべての船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材(A) 2. 第3回定期検査の1., 2.及び4.の要件に同じ

(備考)

- (1) 二重船側構造ばら積貨物船の船側タンクは、トップサイドタンク又はビルジホップタンクに連結されていても、単独のタンクとして扱うこと。
- (2) 表中の(A)から(C)の記号は次のような意味を持つ。
 - (A): 貨物倉の倉内肋骨又は船側タンク内の船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材
 - (B): トップサイドタンク、ビルジホップタンク、船側タンク及び船首尾タンク内のトランスリング又は水密横隔壁(関連構造部材を含む。)
 - (C): 上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。
- (3) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は、少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。
 - (i) 下部スツールのない船舶にあつては、内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート(設けられている場合)及びシェダープレートの上部近傍
 - (ii) 下部スツールを有する船舶にあつては、下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍
 - (iii) 隔壁の中央部付近
 - (iv) 甲板との取り付け部の近傍及びトップサイドタンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあつては、上部スツール底板の下部近傍

*1: 単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

表 B5.6-2 を次のように改める。

表 B5.6-2 鉱石運搬船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 1 個の船側バラストタンク内の 1 個のトランスリング (A) 2. 1 個の船側バラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部 (D) 3. 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓部材を含む) (E) 4. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 5. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 1 個の船側バラストタンク内のすべてのトランスリング (A) 2. 残りの船側バラストタンク内の各 1 個の甲板横桁 (B) 3. 1 個の船側バラストタンク内の前後両端の横隔壁の全体 (C) 4. 残りのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (D) 5. 各貨物倉内の 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓部材を含む。) (E) 6. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 7. 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 8. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング (A) 2. すべてのバラストタンク内のすべての横隔壁の全体 (C) 3. 船側のすべての空所内の各 1 個のトランスリング(A)。ただし、検査員が必要と認める場合は、トランスリングを追加して検査することがある。 4. すべての貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む。) (E) 5. 第 2 回定期検査の 6. 及び 7. から 8. の要件に同じ
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 第 3 回定期検査に同じ

(備考)

(1) 表中の(A)から(E)の記号は次のような意味を持つ。

(A) : 支材及びトランスリングに隣接する構造部材, 例えば外板, 縦通隔壁, 縦通肋骨, 肘板等を含む。

(B) : 甲板桁に隣接する甲板構造部材, 例えば甲板, 縦通肋骨, 肘板等を含む。

(C)及び(D) : 立て桁と水平桁及び横隔壁に隣接する構造部材, 例えば縦通隔壁, 内底板, 斜板, 船底桁板, 肘板, 防撓材等を含む。

(E) : 上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。

(2) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は, 少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。

(i) 下部スツールのない船舶にあっては, 内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート (設けられている場合) 及びシェダープレートの上部近傍

(ii) 下部スツールを有する船舶にあっては, 下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍

(iii) 隔壁の中央部付近

(iv) 甲板との取り付け部の近傍及び船側タンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあっては, 上部スツール底板の下部近傍

表 B5.7 を次のように改める。

表 B5.7 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 船首及び船尾の各 1 個の貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む) 内の任意に選定された適当数の倉内肋骨全体及び残りの倉内肋骨の下端部 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) 2. 残りの貨物倉内の肋骨下端部 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) 3. 貨物倉内の任意に選定された 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓部材を含む。) 4. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 5. <u>すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材</u>
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. すべての貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む) 内の任意に選定された適当数の倉内肋骨全体及び残りの倉内肋骨の下端部 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) 2. 各貨物倉内の 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓部材を含む) 3. 1 個の船側バラストタンクにおける前後両端の横隔壁(防撓部材を含む) 4. 各種のバラストタンク (トップサイドタンク, ビルジホッパタンク, 船側タンク又は二重底タンク) からそれぞれ 2 個の代表的なタンクを選定し、それらのタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む) 5. 甲板口側線内における甲板の任意に選定された適当数の部分の板及び甲板下構造部材 (2) 6. 内底板の任意に選定された適当数の部分の板 7. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 8. <u>すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材</u>
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 船首部下部貨物倉内のすべての倉内肋骨全体及び残りの各貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む) のうち総数の 1/4 に相当する倉内肋骨全体並びに残りの倉内肋骨の下端部 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) 2. 貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む。) 3. バラストタンクにおけるすべての横隔壁 (防撓部材を含む。) 4. 各バラストタンク (トップサイドタンク, ビルジホッパタンク, 船側タンク又は二重底タンク) 内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。) 5. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 (2) 6. 内底板のすべての板 7. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 8. <u>すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材</u>
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む) 内のすべての倉内肋骨全体 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) 2. 第 3 回定期検査の 2. から 7.8. の要件に同じ

(備考)

(1) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は、少なくとも次の(A)から(C)の箇所について行うこと。

(A) 内底板との取り付け部の近傍

(B) 2 層以上の甲板を有しない場合には、隔壁の中央部付近

(C) 各甲板との取り付け部 (上端及び下端) の近傍

(2) 甲板口側線内甲板及び甲板下構造部材

5.2.6 構造部材等の板厚計測

表 B5.15 を次のように改める。

表 B5.15 ばら積貨物船の板厚計測対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 単船側構造のすべての貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷のそれぞれの位置で少なくとも 2 本の倉内肋骨の下部ウェーブ及び下部肘板 (2) すべての貨物倉内の各横隔壁の最下端の少なくとも 1 枚 (3) その他の精密検査を行う部材
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； (1) 甲板口側線外の甲板における 2 個の横断面の甲板の各板 (2) 原木又は腐食を進行させる貨物を強力甲板上に積載した場合の強力甲板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 単船側構造の船首部貨物倉において、すべての倉内肋骨及びその端部肘板 (2) 残りの単船側構造の貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（100,000DWT 未満の船舶においては、合計が少なくとも当該貨物倉の 1/4 程度、100,000DWT 以上の船舶においては、合計が少なくとも当該貨物倉の 1/2 程度の数）の倉内肋骨及びその端部肘板 (3) その他特記する以外の精密検査を行う部材 4. 前 2.(1)で考慮されている横断面でのバラスト喫水線と満載喫水線の間の船側外板の各板 5. 貨物積載区域外のバラスト喫水線と満載喫水線の間の任意に選定された船側外板の各板
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； (1) 甲板口側線外の甲板の各板 (2) 甲板口側線外の甲板において、その内 1 個を船体中央部の横断面とする 2 個の横断面の縦通部材。ただし、横式構造にあっては当該横断面近傍の横肋骨材及び横肋骨端部肘板を含む。 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 単船側構造の船首部貨物倉及び他の任意に選定された 1 個の単船側構造の貨物倉において、すべての倉内肋骨及びその端部肘板 (2) 残りの単船側構造の貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の 1/2 程度の数）の倉内肋骨及びその端部肘板 (3) その他特記する以外の精密検査を行う部材 4. 船首尾タンクの内部構造部材 5. 貨物積載区域内のバラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 6. 貨物積載区域外のバラスト喫水線と満載喫水線の間の任意に選定された船側外板の各板
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； (1) 甲板口側線外の甲板の各板 (2) 甲板口側線外の甲板において、内 1 個を船体中央部の横断面とする 3 個の横断面の縦通部材。ただし、横式構造にあっては当該横断面近傍の横肋骨材及び横肋骨端部肘板を含む。 (3) 船底外板の各板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) すべての単船側構造の貨物倉において、すべての倉内肋骨及びその端部肘板 (2) その他特記する以外の精密検査を行う部材 4. 船首尾タンクの内部構造部材

- | |
|--|
| 5. 貨物積載区域外の強力甲板の暴露部の各板
6. 船楼甲板の暴露部の適当数の板
7. 平板竜骨の各板並びにコファダム、機関室及びタンク後端部における適当数の船底外板
8. シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板
9. バラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 |
|--|

5.2.7 を次のように改める。

5.2.7 圧力試験

-1. 定期検査では、次の**(1)**から**(34)**に従って、圧力試験を行う。

(1) 圧力試験は、次の圧力で行う。

(a) タンクにあっては、当該タンクの使用状態で起こりうる最高液面に相当する圧力

(b) 管装置にあっては、当該管装置の使用圧力

(2) 浮上状態で船底部の内部検査を行ったタンクに対しては、圧力試験を浮上状態で行っても差し支えない。

(3) 多数の水タンク又は油タンクを備える船舶の定期検査では、その現状、建造後の経過年数及び前回圧力試験を受けた時期を考慮して、検査員が差し支えないと認める場合に限り、一部の水タンク又は油タンクの圧力試験を省略することができる。

(4) 清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの圧力試験については、本会が適当と認める場合、特別に考慮して差し支えない。

-2. 貨物船の定期検査では、各定期検査時に、**-1.**に従って表 **B5.22** に掲げるタンクについて圧力試験を行う。

-3. 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、各定期検査時に表 **B5.23-1** に掲げるタンクの圧力試験を行う。なお、貨物タンクの圧力試験については、本会が適当と認める場合、特別に考慮して差し支えない。また、ダブルハル油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）にあっては、水密区画であって液体を積載するように設計されていないもの及び二重底については、内部検査及び外部検査において現状良好と認めた場合、圧力試験を省略して差し支えない。

-4. 液化ガスばら積船の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、各定期検査時に表 **B5.23-2** に掲げるタンクの圧力試験を行う。

-5. ばら積み貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、各定期検査時に、**-1.**に従って表 **B5.24** に掲げるタンクについて圧力試験を行う。なお、ばら積貨物船にあっては、水密区画であって液体を積載するように設計されていないもの及び二重底については、内部検査及び外部検査において現状良好と認めた場合、圧力試験を省略して差し支えない。

表 B5.22 を次のように改める。

表 B5.22 圧力試験

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶 に対するすべての定期 検査 (第 1 回定期検査)	1. 水タンク（バラスト兼貨物倉を含む）及び貨物タンク ただし、清水タンクについては、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 2. 燃料油タンク ただし、5.2.4.2 の内部検査又は外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 3. 潤滑油タンク ただし、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期 検査 (第 2 回定期検査)	1. 第 1 回定期検査時の要件に同じ。
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期 検査 (第 3 回定期検査)	1. 水タンク（バラスト兼貨物倉を含む）及び貨物タンク 2. 燃料油タンク ただし、5.2.4.2 の内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、二重底タンクでは船の前後部それぞれ 1 個を含む代表的タンク、深油タンクでは代表的タンクとして差し支えない。 3. 潤滑油タンク ただし、5.2.4.2 の内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。
建造後 15 年を超える船舶 に対する定期検査 (第 4 回定期検査及び それ以降の定期検査)	1. 水タンク（バラスト兼貨物倉を含む）、貨物タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンク

表 B5.23-1 を次のように改める。

表 B5.23-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船の圧力試験の対象タンク

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 貨物タンク囲壁のうち、バラストタンク、空所、パイプ通路、燃料油タンク、ポンプ室及びコファダムに面する部分 2. 油タンカーでは、貨物エリア内の清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. 水タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の清水タンクにあつては、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 4. 燃料油タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の燃料油タンクにあつては、5.2.4.2.の内部検査又は外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 5. 潤滑油タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の潤滑油タンクにあつては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 貨物タンクのすべての隔壁 2. 油タンカーでは、貨物エリア内の清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンクについては、第 1 回定期検査の規定による。 3. 水タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の清水タンクにあつては、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 4. 燃料油タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の燃料油タンクにあつては、5.2.4.2.の内部検査又は外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 5. 潤滑油タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の潤滑油タンクにあつては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 貨物タンクのすべての隔壁 2. 水タンク 3. 燃料油タンク ただし、5.2.4.2.の内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、二重底タンクでは船の前後部それぞれ 1 個を含む代表的タンク、深油タンクでは代表的タンクとして差し支えない。 4. 潤滑油タンク ただし、5.2.4.2.の内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 5. 危険化学品ばら積み船にあつては、貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について、それぞれ任意に選択したもの
建造後 15 10 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 3 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 貨物タンクのすべての隔壁 2. 水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクについては第 1 回定期検査の規定による。 3. 危険化学品ばら積み船にあつては、貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について、それぞれ任意に選択したもの

表 B5.23-2 を次のように改める。

表 B5.23-2 液化ガスばら積貨物船の圧力試験の対象タンク

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶 に対するすべての定期 検査 (第 1 回定期検査)	1. 貨物エリア内のバラストタンク及び深水タンクのすべての囲壁 2. 貨物エリア内の清水タンク、燃料油タンクの代表的タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. 水タンク ただし、貨物エリア外の清水タンクについては、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 4. 貨物エリア外の燃料油タンク ただし、貨物エリア外の燃料油タンクについては、5.2.4.2.の内部検査又は外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 5. 潤滑油タンク ただし、貨物エリア外の潤滑油タンクについては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定 期検査 (第 2 回定期検査)	第 1 回定期検査時の要件に同じ。
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する 定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 水タンク 2. 燃料油タンク ただし、5.2.4.2.の内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、二重底タンクでは船の前後部それぞれ 1 個を含む代表的タンク、深油タンクでは代表的タンクとして差し支えない。 3. 潤滑油タンク ただし、5.2.4.2.の内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。
建造後 15 年を超える船 舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及び それ以降の定期検査)	1. 水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンク

表 B5.24 を次のように改める。

表 B5.24 ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の
圧力試験の対象タンク

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶 に対するすべての定期 検査 (第 1 回定期検査)	1. 貨物積載区域内のバラストタンク，深水タンク及びバラスト兼貨物倉のすべての囲壁 2. 貨物積載区域内の清水タンク，燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. 水タンク ただし，貨物積載区域外の清水タンクについては，内部検査及び外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，代表的タンクとして差し支えない。 4. 貨物積載区域外の燃料油タンク ただし，5.2.4.2. の内部検査又は外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，代表的タンクとして差し支えない。 5. 貨物積載区域外の潤滑油タンク ただし，外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，代表的タンクとして差し支えない。
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期 検査 (第 2 回定期検査)	第 1 回定期検査時の要件に同じ。
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する 定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 水タンク（バラスト兼貨物倉を含む） 2. 燃料油タンク ただし，5.2.4.2. の内部検査及び外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，二重底タンクでは船の前後部それぞれ 1 個を含む代表的タンク，深油タンクでは代表的タンクとして差し支えない。 3. 潤滑油タンク ただし，5.2.4.2. の内部検査及び外部検査を行い，検査員が現状良好と認める場合には，代表的タンクとして差し支えない。
建造後 15 年を超える船 舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及び それ以降の定期検査)	1. 水タンク（バラスト兼貨物倉を含む），燃料油タンク及び潤滑油タンク

附 則（改正その 2）

1. この規則は，2014 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.5 水圧試験及び水密試験等

(1)を次のように改める。

製造中登録検査における水圧試験、水密試験等は、次のとおりとする。

(1) 船体及び艀装関係

- (a) 水密に関係するすべての工事の終了後、塗装する前に表 **B2.42**に規定する方法で水圧試験又は水密試験を行わなければならない。
- (b) 本会が差し支えないと認めた場合には、射水試験の一部又は全部を省略することができる。
- (c) 本会が差し支えないと認めた場合には、気密試験をもって水密試験に代えることができる。ただし、この場合本会が指定する特定のタンクに対し、さらに海上において表 **B2.42**に規定する方法で水圧試験を行う。

((2)及び(3)は省略)

2.1.6 を次のように改める。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）
(省略)
- (2) その他の手引書等
(省略)

(3) **2.1.7-1.**に規定する完成図

-2. 前-1.に加え、国際航海に従事する船舶にあつては、次に掲げる図面等のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。

- (1) **2.1.7-1.**に規定する船体構造に関する完成図
- (2) 次に掲げる手引書等
 - (a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル（C 編 **23.3.10** 及び **23.4.9** 又は CS 編 **21.3.10** 及び **21.4.9**）
 - (b) 損傷制御図（C 編 **33.3.1**）
 - (c) ローディングマニュアル（C 編 **34** 章又は CS 編 **25** 章）
 - (d) 復原性資料（U 編 **1.2.1**, N 編 **2.2.2**, S 編 **2.2.2**）
- (3) 点検設備に関する手引書（C 編 **35.2.6** 又は CS 編 **26.2.6**）

- (4) 船体構造に溶接される鍛造品及び鋳造品について、証明書の写し
- (5) 船舶の水密性又は風雨密性を保持するための装置（管装置を含む。）に関する図面（**2.1.2-1.(1)(q)**）
- (6) 防食要領書（**2.1.3-1.(3)**）
- (7) 水中検査計画書（**6.1.2-2.**）
- (8) 入渠又は上架計画書（表 **B6.1** の 3 項に規定する開口等の位置を含むもの）
- (9) 塗装テクニカルファイル（**CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2** 及び **CSR-T 編 6 節 2.1.1.2**）
- (10) 船体防汚システムに係る書類（船体防汚システム規則 **2.2.2**）
- (11) 各種試験方案，試験結果，計測記録等

-3. 前-1.に加え，SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては，前-2.の規定にかかわらず，表 **B2.1** 及び次に掲げる図面及び情報のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合，前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。なお，船体コンストラクションファイルの一部は，本会が適当と認めた陸上アーカイブに適切に保管し，利用制限を設けて差し支えない。この場合，陸上に保管される情報の利用手順を船上に保持する船体コンストラクションファイルに含めなければならない。当該利用手順は，船体コンストラクションファイルに含まれる知的所有権に関する取り決めに従わなければならない。

- (1) 2.1.7-1.に規定する船体構造に関する完成図
- (2) 次に掲げる手引書等
 - (a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル
 - (b) 損傷制御図
 - (c) ローディングマニュアル
 - (d) 復原性資料
- (3) 点検設備に関する手引書
- (4) 船体構造に溶接される鍛造品及び鋳造品について，証明書の写し
- (5) 船舶の水密性又は風雨密性を保持するための装置（管装置を含む。）に関する図面
- (6) 防食要領書
- (7) 水中検査計画書
- (8) 入渠又は上架計画書（表 **B6.1** の 3 項に規定する開口等の位置を含むもの）
- (9) 海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイル
- (10) 貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び/又は耐食鋼テクニカルファイル
- (11) 船体防汚システムに係る書類
- (12) 各種試験方案，試験結果，計測記録等
- (13) 船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（構造上厳しい箇所を含む。）
- (14) 船舶のオペレーションを制限する全ての設計パラメータ
- (15) 代替手法（構造詳細及び同等性に関する計算を含む。）
- (16) 本会が認めた建造時の全ての変更が含まれていることが確認された図面（部材寸法詳細，使用材料，溶接線の位置，詳細断面並びに全ての開先をとった溶接及び完全溶け込み溶接箇所を含む。）及び情報
- (17) 全ての構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚
- (18) 船舶の生涯を通して維持すべき船の長さ方向に亘った船体横断面の最小断面係数（甲板及び船底領域における断面積の値，中性軸領域における切り替え値等の断面の詳細

細を含む。)

(19) 船体構造の建造に用いられる材料の一覧及び船舶の使用期間中に変更があった場合の更新手順

(20) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料の一覧

-4. SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、船舶の使用期間を通して本会及び主管庁が、前-3.に規定する船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていることを確認する。

~~-35.~~ 当該船舶の用途等に応じて本会が必要と認める場合、その他の図面等の備付けを要求することがある。

~~-46.~~ 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、前-1.に掲げる図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

~~-57.~~ 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書が船舶に備えられていることを確認する。

(省略)

表 B2.1 を表 B2.2 に改め、表 B2.1 として次の表を加える。

表 B2.1 船体コンストラクションファイル (SCF) に含むべき情報の一覧

機能要件		含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所	
設計						
1	設計寿命	・ 想定設計寿命（年）	・ 想定設計寿命に関する記載がされたもの又は中央横断面図への想定設計寿命に関する記載	・ SCF スペシフィック	船上	
				・ 中央横断面図		
2	環境条件	・ 想定環境条件	・ 想定環境条件に関する参照データ源又は基準（具体的な基準及びデータ）に関する記載，若しくは，適用規則（発効日及び版）に関する記載	・ SCF スペシフィック	船上	
3	構造強度					
3.1	一般設計	・ 適用規則（発効日及び版） ・ 適用した代替手法 ・ 計算条件及び結果 ・ 想定積付条件 ・ 構造強度によるオペレーション上の制限	・ 代替手法及び当該代替手法を適用した箇所の構造詳細 ・ 許容積付状態 ・ 許容最大縦曲げモーメント及びせん断力 ・ 許容最大貨物密度又は積付率	・ SCF スペシフィック ・ 容量図 ・ ローディングマニュアル ・ 復原性資料 ・ 積付計算機の取り扱い説明書 ・ オペレーション及びメインテナンスマニュアル ・ 強度計算書	船上	
3.2	変形及び損傷モード				船上	
3.3	最終強度				船上	
3.4	安全余裕				船上	
		・ 強度計算結果	・ 強度計算結果	・ 降伏及び座屈する傾向がある高応力箇所（例 構造上厳しい箇所）を示す図面	・ 降伏及び座屈する傾向がある箇所を示す図面	陸上アーカイブ 船上
		・ 船体横断面の断面係数（グロス寸法） ・ 船舶の生涯を通して維持すべき船の長さ方向に亘った船体横断面の最小断面係数（甲板及び船底領域における面積の値，中性軸領域における切り替え値等の断面の詳細を含む。） ・ 構造部材のグロス寸法 ・ 構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚	・ 構造図面 ・ 舵及び船尾材	・ 一般配置図	船上	
		・ 標準的な部材の構造詳細	・ 主要構造図	・ 舵及び舵頭材に関する図面 ・ 構造詳細 ・ 工作図（ヤード図） ・ 危険場所を示す図面	船上 船上 陸上アーカイブ 船上	

		・構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚			
7	構造の冗長性	・適用規則（発効日及び版）		・SCF スペシフィック	船上
8	水密及び風雨密性	・適用規則（発効日及び版） ・水密及び風雨密性に関する主要因子	・水密及び風雨密性を保持するための装置の詳細	・SCF スペシフィック ・ハッチカバー並びに外板及び隔壁に設けるドア及びその他の閉鎖装置の構造詳細	船上 船上
9	人的要因への考慮	・船舶の運航、点検、保守時における安全性を高める人間工学設計の原則の一覧		・SCF スペシフィック	船上
10	設計の透明性	・適用規則（発効日及び版） ・適用される設計の透明性及び知的所有権保護に関する業界標準 ・陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルに含まれる情報への参照		・知的所有権に関する取り決め ・陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルに含まれる情報の概要、場所及び利用手順	船上 船上
建造					
11	建造品質手順	・適用工作品質標準	・国内又は国際的に広く認知された工作品質標準	・SCF スペシフィック	船上
12	製造中登録検査	・製造中登録検査時の検査体制（船主及び本会による全ての検査予定を含むこと） ・非破壊試験に関する情報	・適用規則（発効日及び版） ・船体構造に溶接される鍛造品及び鋳造品について、証明書の写し	・SCF スペシフィック ・水密及び水圧試験方案 ・非破壊試験方案 ・塗装テクニカルファイル	船上 船上 船上 船上
就航中における考慮					
13	検査及び保守	・特別な注意が求められる箇所に対する保守計画 ・検査の準備 ・船体横断面の断面係数（グロス寸法） ・船舶の生涯を通して維持すべき船の長さ方向に亘った船体横断面の最小断面係数（甲板及び船底領域における面積の値、中性軸領域における切り替え値等の断面	・降伏、座屈、疲労及び著しい腐食をする傾向がある高応力箇所（例 構造上厳しい箇所）を示す図面 ・入渠時に通常検査を行う全ての貫通部の配置及び詳細 ・入渠の詳細 ・水中検査の詳細	・SCF スペシフィック ・オペレーション及びメンテナンスマニュアル（例えば、倉口蓋及びドア用） ・入渠及び上架計画書 ・危険場所を示す図面 ・点検設備に関する手引書	船上 船上 船上 船上 船上

		<u>の詳細を含む。)</u> <u>・構造部材のグロス寸法</u> <u>・構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚</u> <u>・船体形状</u>	<u>・主要構造図に示される船体形状に関する情報</u>	<u>・その他の一体型の深水タンクへの交通設備図</u> <u>・塗装テクニカルファイル</u> <u>・主要構造図</u> <u>・舵及び舵頭材に関する図面</u> <u>・構造詳細</u> <u>・工作図（ヤード図）</u> <u>・船体線図 又は</u> <u>・船体線図と同等のもの</u>	<u>船上</u> <u>船上</u> <u>船上</u> <u>船上</u> <u>陸上アーカイブ</u> <u>陸上アーカイブ</u> <u>船上</u>
14	構造へのアクセス性	<u>・貨物倉，貨物及びバラストタンク並びにその他の一体型の深水タンクへの交通設備</u>	<u>・交通設備の配置及び詳細を示す図面</u>	<u>・点検設備に関する手引書</u> <u>・その他の一体型の深水タンクへの交通設備図</u>	<u>船上</u> <u>船上</u>
<u>リサイクルにおける考慮</u>					
15	リサイクル	<u>・建造中に用いられ，環境及び安全性の観点から特別な取り扱いをする必要がある全ての材料の特定</u>	<u>・船体構造の建造に用いられる材料の一覧</u>	<u>・SCF スペシフィック</u>	<u>船上</u>
<u>備考：</u> 1. SCF スペシフィックとは，本表の要件を満足するために特に作成する必要がある資料のことをいう。 2. 主要構造図とは，中央横断面図，主要油密及び水密横隔壁図，鋼材配置図，外板展開図，貨物区域前方及び後方における横断面図，機関室構造図，船首構造図，船尾構造図等の図面のことをいう。 3. 工作図（ヤード図）とは，全ての構造部材の寸法が記載された構造図面の一式のことをいう。 4. 船体形状とは，船体の形状を図式的又は数値的に表示されたものをいう。例として，船体線図による図式的な表示及び船上に備えられる計算機に保存される船体形状データによる数値的な表示があげられる。 5. 船体線図とは，船舶全体の船体形状を表す特別な図面のことをいう。 6. 船体線図と同等のものとは，主要構造図に示される船体形状に関する情報の一式のことをいう。船体構造のいかなる箇所の補修を行えるよう形状定義をするために十分な情報を図面に含まなければならない。 7. 標準的な保管場所とは，船体コンストラクションファイルに含まれる各図面及び情報等が保管されるべき標準的な場所のことをいう。ただし，少なくとも本表中において船上と記載されているものについては，船上に保持しなければならない。 8. 陸上アーカイブは，適切な国際標準に従って運営されなければならない。					

2.1.7 を次のように改める。

2.1.7 完成図

-1. 検査申込者は、製造中登録検査の完了に際し、次に掲げる図面について完成図を作成し、本会に提出しなければならない。

- (1) 一般配置図
- (2) 中央横断面図，部材寸法図，甲板構造図，外板展開図，横置隔壁図，舵及び舵頭材に関する図面並びに倉口蓋に関する図面
- (3) ビルジ管，バラスト管及び貨物管系統図
- (4) 防火構造図
- (5) 消火設備配置図
- (6) 船橋視界に関する図面

-2. ~~前-1.に掲げる図面のほか、~~2.1.6-2.により船体コンストラクションファイルの備え付けが要求される船舶にあっては、前-1.に掲げる図面のほか、その船舶に備え付けられる船体コンストラクションファイルに含まれる図面等を本会に提出しなければならない。ただし、前-1.及び 2.1.6-1.に規定する図面等を二重に提出することを要しない。

-3. 2.1.6-3.により船体コンストラクションファイルの備え付けが要求される船舶にあっては、前-1.に掲げる図面のほか、その船舶に備え付けられる船体コンストラクションファイルに含まれる図面等のうち、2.1.6-3.(1)から(12)に規定する図面等を本会に提出しなければならない。ただし、前-1.及び 2.1.6-1.に規定する図面等を二重に提出することを要しない。

2.2 製造後の登録検査

2.2.2 水圧試験及び水密試験等

(1)を次のように改める。

2.2.1 の検査においては、次の(1)から(3)によって水圧試験及び水密試験を行い、かつ、機関を整備しボイラの制限圧力を定め、安全弁を調整し蓄気試験を行った後、海上試運転を行う。ただし、ボイラ及び圧力容器であって新たに重大な修理を施したものの、主蒸気管及び内部を検査することのできない空気タンクの水圧試験並びに冷凍機器の船内漏れ試験を除き、その他の試験及び試運転は、本会が差し支えないと認めるときは、これを省略することができる。

- (1) 二重底，船首尾倉，タンク，コファダム，チェーンロッカ，水密隔壁及び軸路は，表 B2.42に掲げる試験を行う。

((2)及び(3)は省略)

3 章 年次検査

3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.1 を次のように改める。

3.2.1 書類及び図書の確認

-1. 年次検査では、表 B3.1 に掲げる書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。

-2. SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、検査の完了に際し、2.1.6-3.に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の**(1)**から**(3)**を確認する。

- (1) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。
- (2) 船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、**2.1.6-3.(19)**に規定する一覧に記録されていること。
- (3) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。

表 B3.3 を次のように改める。

表 B3.3 効力試験

試験項目	試験内容
1 風雨密倉口蓋	・ 表 B2.42に掲げる射水試験（検査員が必要と認める場合） ・ 機械駆動式倉口蓋にあっては、任意に選択したものについて作動確認を行う。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 ・ ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあっては、船首から $0.25L_f$ の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認を行う。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。
2 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾玄甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置	・ 作動確認並びに表 B2.42に掲げる射水試験又は同等の試験。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
(省略)	

4 章 中間検査

4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

4.2.1 を次のように改める。

4.2.1 書類及び図書の確認

- 1. 中間検査では、**3.2.1** に規定する書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。
- 2. SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、検査の完了に際し、**2.1.6-3.**に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の**(1)**から**(3)**を確認する。
 - (1) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。
 - (2) 船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、**2.1.6-3.(19)**に規定する一覧に記録されていること。
 - (3) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。

表 B4.1 を次のように改める。

表 B4.1 効力試験

試験項目	試験内容
(省略)	
2 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置	・ 作動確認 ・ 表 B2.42 に掲げる射水試験又はこれと同等の試験。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
(省略)	
ばら積貨物船に対する追加要件	
(省略)	
14 風雨密倉口蓋	・ 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて表 B2.42 に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
(省略)	

5 章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.1 を次のように改める。

5.2.1 書類及び図書の確認

- 1. 定期検査では、**3.2.1** に規定する書類及び図書について、それらの管理状況を確認する。
- 2. SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあっては、検査の完了に際し、**2.1.6-3.**に規定する船体コンストラクションファイルについて、次の**(1)**から**(3)**を確認する。
 - (1) 船体コンストラクションファイルに含まれる資料に修正があった場合は船体コンストラクションファイルの更新が行われていること。
 - (2) 船体構造の建造に用いられる材料の追加及び更新内容が、**2.1.6-3.(19)**に規定する一覧に記録されていること。
 - (3) 船舶の使用期間を通して、本会及び主管庁が、船体コンストラクションファイルを利用できる手段が講じられていること。

5.2.3 効力試験

-2.を次のように改める。

- 2. 前-1.によるほか、次の**(1)**から**(10)**の効力試験及び作動試験を行う。
 - ((1)は省略)
 - (2) すべての風雨密倉口蓋について表 **B2.42** に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
 - ((3)及び(4)は省略)
 - (5) 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、表 **B2.42** に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
 - ((6)から(10)は省略)

6 章 船底検査

表 B6.1 を次のように改める。

表 B6.1 船底検査の項目

検査項目	備考
(省略)	
2 舵	・ 持ち上げ又は取り外して、舵板、ピントル、ストック、カップリング及び船尾材の現状検査を行なう。検査員が必要と認めた場合は舵について表 B2.42 に掲げる圧力試験を要求することがある。ただし、各軸受部の間隙計測等により、検査員が現状良好と認める場合は、持ち上げ又は取り外しを省略して差し支えない。
(省略)	

附 則（改正その 3）

1. この規則は、2016 年 7 月 1 日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2016 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2020 年 7 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2013 年 第 3 回 一部改正

2013 年 12 月 27 日 達 第 65 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2013 年 12 月 27 日 達 第 65 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B1 通則

B1.3 定義

B1.3.1 用語

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 規則 B 編 1.3.1(4)でいう、「構造上重要な箇所」とは、計算により監視が必要であると認識された位置又は本船、類似船もしくは姉妹船の実績により船体構造の健全性に影響を与えるであろう亀裂、座屈又は腐食が発生しやすいと認識された位置をいう。

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-4.を次のように改める。

-4. 天候の変化及び検査時に予測される海象状態での船舶の安定性等の検討を含む検査の安全性を考慮した上、タンク又は区画内における水面の上昇が 0.25m を超えないことであろうことを条件とし、検査員が必要と認めた場合に限りボート又は~~いかだ~~ラフトによる点検を実施することができる。この場合、前-1.から-3.による検査準備を行うほか、次の(1)から(57)によること。

- (1) ボート又はラフト上の点検実施者と当該点検区画のポンプを操作する担当者との間で点検中に連絡がとれるような通信手段を用意すること。
- (2) 点検実施者全員分のライフジャケットを用意すること。
- (3) ボート又はラフトが使用されるタンク又は区画には、クリーンバラストを漲水すること。
- (4) ボート又はラフトは、十分な長さを有するロープ等で交通用はしごに繋いでおくものとし、交通用はしご下方のボート又はラフトの見通しが利く位置に、監視員を配置すること。

- (5) タンク又は区画内の水位調節にあたっては、ボート又はラフトが甲板横桁等により孤立する可能性があることに留意すること。タンク又は区画内の水面は平静な状態にあり、水位は定常状態であること。ボート又はラフトの使用中は、漲水しないこと。
- (6) 点検実施者が当該点検区画の出入り口までの直接の脱出経路から孤立しないよう、水面から最も深い甲板桁の面材の平行部までの垂直距離は 1m 以内としないこと。点検実施者が常に脱出経路を利用できるよう、当該点検区画の各ベイに甲板への出入りが可能なマンホールがあり、かつ、開いている場合又はその他有効な脱出経路が確保されている場合はこの限りでない。
- (7) 複数タンクで共有される通風装置又はイナートガス装置が設置されている場合には、検査中のタンク又は区画に他のタンク又は区画からガスが流入しないよう、当該装置を遮断すること。

-6.(2)を次のように改める。

-6. 検査員が有効に利用できるように、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）には、次に示す書類を本船上に保管しておくこと。総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船には、少なくとも次の**(1)**及び**(3)**の書類を本船上に保管しておくこと。

- (1) 検査記録書
- (2) 状態評価報告書。作成される言語が英語でない場合、英語の翻訳を含めること。
(CSR-B 編が適用となるばら積貨物船及び油タンカーにあつては、**B5.2.6-6.(6)**を参照。)
- (3) 板厚計測記録
- (4) 船体主要構造図（**CSR-B 編**又は**CSR-T 編**が適用となる船舶にあつては、構造図に建造板厚及び切替え板厚を記載すること。また、任意の追加板厚がある場合には、明確に区別できるよう記載すること。さらに、本船上に保管される中央横断面図には、全ての貨物倉又は貨物油タンクの横断面に対して、**CSR-B 編 13 章 2 節 3.3**又は**CSR-T 編 12 節 1.5**に規定されるハルガーダの最小許容断面特性を記載すること。）
- (5) 貨物及びバラストの積載の記録
- (6) 以前の修理の履歴
- (7) 自主点検記録（構造的劣化の概要、隔壁及び管の漏洩、塗装又は防食措置の状態を含む）
- (8) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあつては、イナートガス装置の使用記録及びタンク洗浄の記録
- (9) 「疑わしい箇所」がある場合、「疑わしい箇所」を特定するための資料

なお、規則 **B 編 1.4.2-2.**でいう、「国際航海に従事しない船舶であつて、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”等を付記して登録される航路制限のある船舶」については、**(2)**の書類の保管を省略することができる。

B5 定期検査

B5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査

B5.2.4 区画及びタンクの内部検査

-4.として次の1項を加える。

-4. 規則 B 編表 B5.1 の適用上、任意にタンクを選定する場合には、各定期検査において輪番で異なるタンクを選定すること。

B5.2.7 圧力試験

-4.を次のように改める。

~~-4. タンカー及び危険化学品ばら積船の貨物タンクの圧力試験において、一部の貨物タンクについて、規則 B 編 5.2.7-3.でいう「本会が適当と認める場合」とは、検査前の適当な時期に船長又はこれに代る責任者の立会いのもとに、積付時等を利用して規則に定める圧力で圧力試験が行われた場合、次の(1)及び(2)を満たすものであるときは、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。場合をいう。この場合、検査員は(2)及び試験の記録に基づき当該隔壁について検査するを行い、検査員が差し支えないと認めるときは、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。~~

-5.を次のように改める。

~~-5. 燃料油タンク、潤滑油タンク及び清水タンクに対する圧力試験において、船長が規則 B 編 5.2.7 に従って圧力試験を実施し、異状が認められなかったと書面で報告した場合、検査員は当該タンクが現状良好と認めて差し支えない。規則 B 編 5.2.7-1.(4)でいう「本会が適当と認める場合」とは、当該タンク隔壁の外部検査において、本会検査員が現状良好と認め、かつ、船長から規則 B 編 5.2.7 に従った圧力検査の結果、異常が認められなかったと書面で報告があった場合をいう。~~

附 則（改正その1）

1. この達は、2014 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.2 提出図面その他の書類

-1.(1)(a)を次のように改める。

-1. 規則 B 編 2.1.2 に掲げる提出図面には、図面の種類に応じ次に掲げる事項も記載すること。

(1) 船体関係

(a) 構造関係の図面は、一般に、部材寸法詳細、使用材料、溶接線の位置、必要に応じて詳細断面、適用する溶接についての情報（脚長、開先形状）等を含めること。~~また、規則 C 編 20.1.3, C 編 31A.3.6, CSR-B 編又は CSR-T 編の適用を受ける部材については、切替え板厚を明示したものとする。~~また、SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶の部材については、ネット寸法、建造時寸法及び任意の追加板厚を明示したものとする。

(b)から(f)は省略)

(-2.から-7.は省略)

B2.1.6 を次のように改める。

B2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1. 規則 B 編 2.1.6-2.(11)及び-3.(12)に規定する「試験方案、試験結果、計測記録等」については、少なくとも次に掲げる内容を含めること。なお、ここでいう許容偏差又は誤差については、JSQS 等の適切な基準又はこれに準じるものであって、建造時に適用したものによる。

- (1) 船体主要目に関する計測記録（許容偏差を含むもの）
- (2) 満載喫水線等の標識に関する詳細及びその計測記録（許容誤差を含むもの）
- (3) タンク、区画等の水圧試験、水密／気密試験、射水試験等に関し、承認された試験方案（適用される試験要件詳細を含むもの）

-2. 規則 B 編 2.1.6-2.及び-3.に規定する「船体コンストラクションファイル」に含めるべき図面等については、当該ファイル中にてそれらの図面等の保管場所、更新状況等が管理される場合、当該ファイル内又は当該ファイルと同一の場所に保管することを要しない。

-3. 規則 B 編 2.1.6-3.に規定する「船体コンストラクションファイル」は、次の(1)及び(2)によること。

- (1) 船体コンストラクションファイルに含まれる図面及び情報のうち、船上に備えるべきものについては、常に船上で利用可能であること。
- (2) 大規模補修、改造又は船体構造の変更等が行われた場合、適切に更新すること。船体コンストラクションファイルの更新手順は、安全管理システムに含むこと。

~~-34.~~ 規則 B 編 2.1.6-57.に規定する証明書については、個々の機器・装置等に対して発行

された証明書又は登録検査時に有効な型式証明書等とすること。消火ポンプについては、船上搭載後の射水試験の成績書として差し支えない。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。

附 則（改正その2）

1. この達は、2016年7月1日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2016年7月1日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017年7月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2020年7月1日以降に引き渡しが行われる船舶